

工事に伴う委託業務に係る最低制限価格制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、豊橋市が発注する工事に伴う委託業務（以下「業務」という。）における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 最低制限価格制度の対象とする業務は、競争入札に付す業務のうち、予定価格1,500万円未満の業務とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、次項に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。

- 2 前項の最低制限価格の算定に当たり必要な額は、予定価格算定の基礎となった別表1の①から④に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が、予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「税抜予定価格」という。）に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては税抜予定価格に10分の9を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、税抜予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては税抜予定価格に10分の7を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。
- 3 特別なものについては、第2項の規定にかかわらず、10分の9から10分の7の範囲内で適宜の割合とする。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定したときは、入札公告又は指名通知書等に最低制限価格を設定していることを記載し、入札参加者に周知するものとする。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う案

件から適用する。

(経過措置)

- 2 予定価格の算定に当たり、消費税及び地方消費税の税率を8パーセントとしたものについては、第3条第1項中「100分の110」とあるのは「100分の108」と、同条第2項中「110分の100」とあるのは「108分の100」として適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

別表 1

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に10分の5.8を乗じて得た額		
建築設計業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
建設コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務費(一般)の内、直接調査費の額	地質調査業務費(一般)の内、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	地質調査業務費(解析)費計の額に10分の8を乗じて得た額	地質調査業務費(一般)の内、諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.5を乗じて得た額	